

るため、翌日八十余名の首をさらし、十七名を磔の刑とした。このきびしい処罰は領内にひそむ大友の残党をこらしむる見せしめとした。

中川秀成は無事岡城に入り、旧岡城主志賀親次の館を自分の居館とした。まず取りかかった工事は城下町を造ろうとすることであった。

## 資料紹介

# 忠成日史(五)

並河正明

(会員 佐伯市常盤西町)

## 【解説】

豊日県境付近では相変わらず激戦が続いている。

八月十六日臨時裁判所の呼出があり薩兵に面会した三十二名の罪を免じた。

官軍人夫(守田組・後藤組・手島組)の出入りが多くなり本家楠熊三郎宅が人夫屯所となり、二六日大手前の千人小屋が大風で倒壊したため梶川家も官に借り受けられ、両家に各百人もの人夫が宿泊した。三十日には手島組人夫四千人が白杵に繰り出したとあるので、佐伯は相当数の人夫でこった返していた様子が伺える。

延岡島ノ浦にいた楠熊三郎は宮崎県の臨時裁判を受け無事に佐伯へ帰ってきたが、大分県庁の呼出を受けた。

【本文】

大十月 一日 晴 午中通り雨

廿五日

一戸穴村徳藏来テ船供用申入ル。

一家僕作蔵夕刻ヨリ狩生村里方へ行いく。

一本家へ行。

同 二日 晴

廿六日

大十月 三日 晴

旧八月廿七日也

同 四日 晴

廿八日

一楠罷三郎殿、去ル四月中巡查御雇ニテ重岡辺へ派出

中之件ニ付、調印之義有之これあり。佐伯警部署へ出頭ス。帰

宅之節、楠工立寄。

一佐藤増右衛門殿ヨリ鶴三羽買得ル。

同 五日 晴

廿九日

一日向国島ノ浦ヨリ楠罷三郎殿書状到来。披見ひけん之處、無

事罷まかりあり在候段、申越もうしこし候也。

一佐伯村寄留戸穴村徳藏来きたる。

同 六日 晴

三十日

一河内三郎殿入来、金談。

一池田村池田善次郎方、同村肥川喜四郎方へ参、畳持帰

ル。楠本春郎も参まいる。

同 七日 晴

小旧九月一日也

一池田村池田善次郎方、同村池田弥三郎方、同村肥川喜

四郎方へ参。善次郎、玉蔵、其外兩名相頼之預ケ置候

荷物持帰り候。

一昼後、善次郎母、玉蔵養母、実母外二名来。

同 八日 晴

二日

一恭雲院様御祥月二付、養賢寺参詣。

一楠罷三郎殿、去年春中巡查御雇相初候。給料御下渡

二付、佐伯警察署へ出頭ス。

一池田村肥川富藏来。

同 九日 曇

三日

同 十日 雨

四日

同 十一日 雨曇 午後二時頃霽

五日

一高橋熊太冲松浦学校教師給料之義、(欠け)平井常藏

殿掛来。兩名ニ付、平井常藏殿方へ相願同人ヨリ返事

差出サ七候。

一前頭之通り取計候處、書状持参ニテ平井氏入来ニ付、

談判之上、古賀直衛殿三十小区同居、二十八小区戸長

宮崎民五郎殿方之書状相認メ置候。

大十月十二日 晴

小旧九月六日也

一昨日設置候二十八小区用務所ニテ宮崎氏へ之書状、武藤要佑へ頼ミ差出。

一沖松浦加藤初藏へ之書状、右同人へ頼ミ差出ス。

一佐藤増右衛門殿方へ參。

同 十三日 晴

同 十四日 晴

一楠麗三郎殿、去ル五月中薩兵來襲之節、隨行イタシ候處、軍慎靜相成、日向國島ノ浦ト申処ヨリ宮崎縣臨時裁判所ニライテ御裁判相濟、帰宅イタシ候。

同 十五日 晴夕曇

九日

一池田村資太郎養父來。

一用務所へ十年分第式期下方地券稅・民費共上納ス。

一本家へ參。

一守後浦山本席藏妻キミ來ル。

一家僕作藏煩ヒニ付、狩生村へ養生為引取セム。

一楠麗三郎殿被參候。

同 十六日 晴

一池田初平、池田善次郎來。

同 十七日 晴

同 十八日 晴

一池田村為藏ナル者來ル。今ヨリ來旧正月中旬頃迄奉公ノ義、談シ候得共熟談無之引取候。

第十月 十九日 曇

小旧ノ九月十三日

一和佐藏相雇。

一戸穴村ヨリ壱名奉公人來、熟談ナシ。

一池田村池田長藏來テ弥三郎へ用立置候金子返濟、証書等ナシ請取証差出ス。

一木許源太夫殿、兼而約束之鶴ノ子壱番ヒ持參ニ成候。

一池田村肥川松藏來ル。八反ヨリ四畝之分、第二期納分、并二十七小区荒新地植入用割同人え相渡候。

一狩生村ノ内、車和佐藏ナル者常日雇ニ約ス。

同 二十日 曇后晴夕雨

十四日

一城村八藏妻來。

同 廿一日 晴

十五日

一懲院殿祥月ニ付墓參。

同 廿二日 晴

十六日

一楠麗三郎殿、薩兵へ隨行一件ニ付、帰村イタシ候處、又候縣廳へ御呼出、今日府内へ出立。

一池田善次郎母じゅん來。

同 廿三日 曇

十七日

一和佐蔵相雇候。

一守後浦山本席蔵妻キミ来。

一肥川徳蔵事、家僕中不埒有之出入差留置候処、悔悟イ

タシ罷三郎殿ヲ以、佗申出候間、聞届置候処、オス

ズ召連レ来。

一波越村小寺右二来。

同 廿四日 曇

十八日

一和佐蔵相雇候。

一古川昂殿養母并妻堺縣へ罷越候由ニテ(欠け)候ニ

付、ヲヨ子 古川へ参ル。

大十月 廿五日 晴夕曇

小旧九月十九日

一ヨ子本家 同道ニテ龍護寺へ参ル。

一午後四時頃用務所ヨリ呼使来ニ付、即刻参候處、警察

署ヨリ即刻呼出之指紙、沓紙相渡候間、請取書イタシ

即刻警察署へ出頭之處、廿七小区肥川仲蔵ナル者、去

旧六日頃衣類持来、抵当物トシテ金子貸渡候。但シ守

二付、相違無之旨申候處、違候ハバ不正之所ニ付、

右所柄ト手続キ書三通、明日差出候様達ニ付、御請

イタシ引取ル。

一警視隊人夫宿賃用務所ヨリ受取、兼而廻章到来。

証

一金巻目七拾錢 但沓人付一日五厘宛

右者警視隊人夫八十六名、八月廿九

日ヨリ九月一日迄、日数四日間ノ止宿

賃金正ニ受取候也。

明治十年十月廿五日……○

廿六小区ノ用務所ノ御中

一戸穴村徳蔵来。

一家祿奉遇、公債証書追々御下渡ニ付テハ印鑑差出候様、

御達ニ付、用務所ニテ取計、則調印イタス。

同 廿六日 晴

二十日

一昨日之處へ記置候、肥川仲蔵ヨリ預り物ノ四品、廿四

小区鶴望村渡辺左吉ナルモノノ品物引替呉候様ニ付、

但其通引替ノ遣シ、同人通行券一葉、并代り品物ノ包

ノ仮置候處、不正之品之由ニ付、手続書沙通、并通行

券沓葉、包物沓ツノ衣類三品アリ。共佐伯警察署え

差出候。

一家僕作蔵去ル十五日病氣ニ付、狩生へノ引取候処、今

ニ全快無之候間、外方ヨリノ代り雇呉候様、同村之

者来テ告ル。

一眼鏡壺ツ 金次ヨリ受取。

大十月 廿七日 晴

小旧九月廿一日

一守後浦山本伊吉、小西久蔵来。尤ツヅラ持参。

一西念□順居士儀三十三回忌正当本家へ参。

一雇名相雇、大根地手入。

同 廿八日 晴

廿二日

同 廿九日 晴

廿三日

同 三十日 晴

廿四日

一守後浦十八番地、小西久蔵へ半作へ貸渡置候地／所、

和佐蔵相雇、芋堀ニ参。

同 三十一日 雨

廿五日

一用務所ヨリ呼使来。即刻出頭之處、警察署／指紙相渡

候ニ付、受取書イタシ直様警察署／出頭之處、去ル廿

六日差出候衣類ニ付、太吉ヨリ／之証書類無之候トノ

事ニ付、通行券之外／ナシト答フ。然レバ無之分認メ

沙通差出候ノ様。依テ帰宅之上相認メ差出候也。

御届／第四大区廿四小区鶴望村／渡辺太吉

右之者ヨリ抵当トシテ衣類壺包／ノ俣預リ

置、金沙目五十銭証券／同人通行券壺葉預

リ置申候ノ

候也。

明治十年十月三十日……………○

佐伯警察署／御中

一池田村玉蔵来。

大十一月 一日 晴

小旧九月廿六日也

一肥川仲蔵来。

一用務所ヨリ呼使来。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

出状壺通被相渡候。

同 二日 晴夕雨

廿七日

一裁判所ヨリ御呼出ニ付、午前九時出頭、指紙以／相行

渡りへ控居候処、去ル九月七日仲蔵／ヨリ預リ置候

衣類之事件ニ付、関係日／之懸の一同御用ニテ未タ

裁判済無之／引取段候様、五日又候出頭候様、

被申聞候。

同 三日 晴

廿八日

一午前八時頃池田善次郎来テ、昨夜池田／初平事病死之

旨告ル。

一右同人病死ニ付、池田弥三郎方へ、為悔参ル事／同道

ヨ子・楠スズ、但備物イタス。

一天長節

一夜鷺塚市之丞殿入来。

同 四日 晴

廿九日

一 鷺塚市之丞殿、滿江武殿入來、然會。

同 九日 晴

五日

一 釵崎十八番地肥川松蔵ヨリ永代買取地ノ地券

一 日雇和佐蔵八反ワリ地拵。

一 筆工共、吉良権五郎殿へ相頼ノ右同人方へ伺候。

一 肥川仲蔵來。

同 五日 曇 小旧ノ十月一日也

一 城村八蔵來。

一 兼テ達ニ付、廿四小区渡辺太吉へ關係事件ノ区裁判

同 十日 雨

六日

所へ午前九時出頭ス。

一 本年分土蔵無届返上金用務所へ持參ス。

一 木許源太夫殿方へ參。

同 十一日 晴

七日

同 六日 曇

二日

一 土屋盛年殿不快ニ付、相尋候。

一 渡辺太平事件ニ付、区裁判所へ午前ノ九時出頭之處、

同 十二日 晴

八日

裁判相濟、裁判申渡書卷冊御下渡シ請書不及ノ(一行

欠ク)ノ之事。

一 日雇和佐蔵外、女日雇老名引連シ、字釵崎又字八ノ反

一夜分富澤潤吾殿入來。楠カウ縁談之ノ義、嘶有之。

一 求之。

大十一月 七日 晴

小旧十月三日也

一 私十八番地字八反割永代買取ニ付、此節地券ノ書換願

一 藪賢七郎殿午前八時過來テ、本日於学校集會有之候段、

二 付、右願書吉良種五郎殿へ本月四日及依頼之処、本

報知有之ニ付、午前九時頃同所へ出頭之上、惣代組内

日ノ出來。

ニテ臨時兩名擔当ニ撫拳之處、大石氏ノ堺田氏人撫ニ

一 学校資金ノ件ニ付、明十三日於養賢寺會合ノ之廻達、

相來候テ萬事頼置ノ引取ル。学校入贅之何レ談判事。

惣代ヨリ來。宮本へ廻ス。

同 八日 晴

四日也

同 十三日 曇

九日

一 佐藤増右衛門殿入來。

一 私ノ十六番地拾九小区守後浦耕地々券ノ(以下欠ク)